

平成25年12月25日（水）

於・特許庁庁舎16階 共用会議室

産業構造審議会知的財産分科会

第2回意匠制度小委員会

議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 平成25年12月25日（水） 13時30分から15時30分
2. 場 所： 特許庁庁舎16階 共用会議室
3. 出席委員： 大淵委員長、浅見委員、石井委員、大下委員、古城委員、下川委員、高野委員、高部委員、茶園委員、永田委員、林美和委員、平野委員、増田委員、水谷委員、和田委員
4. 議事次第： 開会
画像デザイン保護拡充の方向性について 今後の検討方針
創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について
（報告書案）
今後のスケジュールについて
閉会

開 会

○大淵委員長 それでは定刻となりましたので、ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会第2回意匠制度小委員会を開催いたします。本日も御多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

なお、本日は、橋田委員、林千晶委員が、所用のため御欠席と伺っております。

それでは、本日の議題について御紹介させていただきます。お手元の議事次第・配布資料一覧にありますとおり、本日の議題は、「画像デザイン保護拡充の方向性について 今後の検討方針」、「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について(報告書案)」でございます。

それでは、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○山田制度審議室長 本日の配布資料は、座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほかに、資料1の「画像デザイン保護拡充の方向性について 今後の検討方針(案)」、資料2の「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について(報告書案)」の2点でございます。不足等ございませんでしょうか。

○大淵委員長 よろしいでしょうか。

画像デザイン保護拡充の方向性について 今後の検討方針

○大淵委員長 それでは、早速ですが議題に入りたいと思います。

最初に、お手元にあります資料1について、事務局から御説明をお願いいたします。

○山田制度審議室長 資料1の1枚紙を御説明させていただきます。

まず、この紙の位置づけでございますけれども、前回の意匠制度小委員会の最後に、大淵委員長の方で、今後の対応について短期と中長期に分けて整理して事務局からお示するというところで、事務局の方で大淵委員長と相談して作成いたしましたものでございます。

最初の丸が、短期のところでございます。我が国企業の事業活動の国際展開に資するべく、創造的なデザインの権利保護を確保するとともに、クリアランス負担をできるだけ軽

減するとの観点に立って、早急に次の対応を行うこととするということで、3点書いてございます。

1点目が、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に直ちに着手し平成27年度中のサービス導入を目指す。ユーザーからの評価を踏まえ随時改善を図る。

2点目は、これを前提としつつ、意匠法第2条第2項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録されていた画像のみならず、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、画像デザインの登録要件について、関係する産業界からも広く参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行う。

3点目が、この検討結果については意匠審査基準ワーキンググループから当小委員会に報告するとともに、当小委員会で制度の在り方について更なる検討を行うこととし、それに合わせ、実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈を明確化し、エンドユーザーの行為、プロバイダー等の行為の取扱いを整理すべく検討を行う、ということが最初の丸でございます。

次の丸が中長期でございませうけれども、以上の対応の状況、ユーザーニーズ及び国際整合性の観点を踏まえつつ、中長期的には、クリアランスツールの精度を高めることを大前提に、例えば以下の検討項目を中心に制度の在り方を引き続き当小委員会において検討するというところでございます。

例えばということで挙げさせていただいている点は、6点でございます。この6点に限るということではございませんが、1点目は保護対象。個々の物品と関わりなく操作画像を保護するべきかどうか。2点目は権利の実効性。アプリ等の開発行為や頒布行為等に権利行使できる制度とするべきかどうか。3点目がクラウドサービス等の、新たなサービスの普及を妨げぬようなような手当が必要か。4点目がエンドユーザーが不当に侵害に問われないことを制度上明確にするべきかどうか。5点目が実施者に課される注意義務の在り方について、どのような対応が可能か。6点目が事後審査制度の導入ということで、画像に係る意匠については、事前のクリアランス負担を軽減するよう、実用新案制度のような事後審査制度を導入するべきかどうか、ということを検討してまいるということでございます。

以上でございます。

○大淵委員長 御説明ありがとうございました。

今御説明いただきました資料1の1枚紙の内容につきましては、この分厚い資料2の報告書案の中にも反映されておりますので、後ほど資料2の報告書案について事務局から御説明いただいた後で、資料1も含めて御議論したいと思いますが、もし今の段階で、資料1について、特段の御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

なお、御発言の際には、お手元の札を立てていただければ、こちらから指名させていただきますので、御議論をお願いいたします。

創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について（報告書案）

○大淵委員長 それでは、今の段階でなくても、後でまたこれを含めた資料について御議論いただけますので、資料2の「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について（報告書案）」の内容について、事務局から御説明をお願いいたします。

○山田意匠制度企画室長 それでは資料2を御覧いただければと思います。前段部分はハーグ協定ジュネーブ改正協定の点でございますので、私の方から御説明差し上げます。

数枚おめぐりいただきまして、資料2の2ページまで行っていただければと思います。ここまでのところにつきましては、ハーグ協定ジュネーブ改正協定は、約1年前までに主な検討課題を検討してきていただいております。それについてまとめた整理の話を少しさせていただきます。

2ページ目については、ハーグ協定ジュネーブ改正協定、それからロカルノ協定加入に向けた対応でございます。

1. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定の概要と加入の是非でございます。ハーグ協定ジュネーブ改正協定は、各国別に発生する出願手続を一元化し、国際事務局への一つの出願手続で、指定した締約国それぞれに出願した場合と同等の効果を得ることができる意匠の国際出願及び登録システムでございます。

これにつきまして、昨年来変わっている点だけ御説明いたしますと、中段でございますが、ハーグ協定ジュネーブ改正協定、現時点2013年12月末時点におきましては、EUや欧州各国を含めまして46か国と機関が加入しております。昨年来1つ増えまして、ブルネイが加入しております。

それから(2)、3ページ目に移っていただきまして、ロカルノ協定につきましては、昨

年と加入状況は変わっておりません。2013年12月時点において、52か国が加入している状況でございます。

これまでに議論してきた内容について整理をお話いたします。4ページにお移りいただければと思います。2. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に伴う主な論点とその対応でございます。これは第15回の意匠制度小委員会、約2年前でございますが、(1)番から(13)番を主な検討課題として、その整理の議論を進めてきたところでございます。

(1)から御説明いたします。4ページ目から5ページ目にかけてでございます。(1)複数意匠一括出願制度についてでございます。国際出願におきましては、国際意匠分類の同一分類に属する意匠であれば100意匠まで含むことが可能でございます。

これについて対応をどのようにするかというところで、5ページ目でございますが、この複数意匠一括出願制度については、ユーザーにとって権利取得の手続負担軽減を図ることは非常に重要な課題と認識してございまして、国際出願において複数意匠一括出願が利用できるメリットは非常に大きいと考えております。対応の方向性としては、国際出願につきまして、我が国を指定しているものについて、複数意匠一括出願を受け入れ、そのメリットを享受できるようにすることが適当というように整理してございます。

5ページ目の中段以降、(2)番の公表の延期でございます。ハーグ協定ジュネーブ改正協定においては、国際出願の対象である意匠が国際登録された場合は、原則、国際登録の日から6か月を経過した時点で、できるだけ早期に国際登録を国際公報によって公表する仕組みとなっております。しかしながら、こちらについては国際公表の延期を申請者、名義人の方ができるような仕組みになってございます。

6ページ目に移っていただきまして、この制度については意匠を明らかにしてしまうことが商業上好ましくないときに、意匠を公表する時期を調整することができるというメリットがございますので、対応の方向性としては、我が国を指定締約国とする国際出願の出願人が、国際公表の延期のメリットを享受することができるよう、ハーグ協定ジュネーブ改正協定で認められている最長期間である30か月を容認することが適当というように整理させていただいております。

(3)は新規性の喪失の例外の適用についてでございます。ハーグ協定ジュネーブ改正協定においては、新規性の喪失の例外の適用について明確な規定はございません。

しかしながら、7ページ目にお移りいただきまして、対応の方向性として、我が国を指

定締約国とする国際出願についても、新規性の喪失の例外適用を認めることとし、国際公表の日から一定期間内に、特許庁に対して関係手続を行うことを可能とすることが適当ではないかと整理させていただいております。

(4) 番は関連意匠についてでございます。これは2年前に議論を開始した当初については、ハーグ協定ジュネーブ改正協定において、そうした規定は一切ございませんでした。しかしながら、約2年前になります、韓国の加入に合わせて、実は実施細則の中で関連意匠の出願ができるような仕組みが設けられております。

8 ページ目に行ってくださいまして、対応の方向性として、我が国を指定締約国とする複数の国際出願の間における関連意匠の出願、それから国内出願と我が国を指定締約国とする国際出願との間における関連意匠の出願を認めることが適当であると整理させていただきました。それから、我が国を指定締約国とする国際出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠の出願については、少なくとも国際公表によって本意匠の新規性が失われる前までにすることが適当ではないかというように整理させていただきました。

(5) 番は部分意匠制度についてでございます。ハーグ協定ジュネーブ改正協定においては、協定上は部分意匠の保護について規定は特段存在してございません。しかしながら、実施細則の403の中で部分意匠について認める記載ができるような仕組みがございます。

対応の方向性として、9 ページ目、我が国を指定締約国とする国際出願についても、部分意匠の出願を認めることが適当であると整理させていただきました。

(6) 番は図面の提出要件についてでございます。ハーグ協定ジュネーブ改正協定においては、国際出願を受けようとする意匠の表す図面等の提出要件に関しては、図面の様式、官庁が要求できる図の数の制限等があります。一方、我が国では、立体物の場合は、正投影図法に基づく6面図若しくは等角投影図法又は斜投影図法によって意匠登録を受けようとする意匠を表すことが求められております。

問題の所在としては、こうした乖離はございますが、10 ページ目の対応の方向性としては、ハーグ協定ジュネーブ改正協定加入に当たっては、我が国が求める図面提出要件や要件を満たさなかった場合の我が国の対応を整理して、ユーザーに周知する必要があると考えております。更に、国際調和を念頭に置きつつ、意匠の認定基準について意匠審査基準ワーキンググループにおいて必要な見直しを検討することが適当であるとさせていただいております。

(7) 番は組物の意匠についてでございます。我が国においては、同時に使用される二

以上の物品を、組物として出願することが可能でございます。問題の所在としては、ほとんどのものについてはハーグ協定の国際出願を使って出すことが可能なのですが、一部そうした出願ができないものがございます。こうしたものの対応が非常に難しいところではございますが、対応の方向性としては、ハーグ協定ジュネーブ改正協定加入に当たりまして、我が国が求める組物の要件や要件を満たさなかった場合の我が国の対応を整理して、ユーザーに周知することにさせていただきます。

(8) 番は秘密意匠についてでございます。我が国においては、意匠法第14条の規定により、意匠権の設定の登録の日から最長3年以内の期間、その意匠を秘密にすることができる制度がございます。一方、ハーグ協定については、国際公開される制度になっております。

対応の方向性として、我が国を指定締約国とする国際出願については、既に国際公表がされており、その内容を秘密にする必要性があるとは考えにくいと考えております。秘密意匠の適用を認めない方向で整理させていただいております。

(9) 番は公報の発行及び原簿の管理でございます。制度の概要としては、意匠権の設定及び変動については、これを公示する必要があることから、我が国では、意匠権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限等を、国内の意匠原簿への登録事項としてしております。設定登録となった意匠について意匠公報に掲載すること、これも意匠法第20条により意匠権の内容を広く知らしめることとしております。一方、ハーグ協定ジュネーブ改正協定においては、国際登録簿は、「国際事務局が維持する、国際登録に関する情報の公式の記録」と規定されており、国際登録に関する情報は国際事務局が管理する国際登録簿に記録されるとされております。

問題の所在と対応の方向でございます。12ページでございます。国際登録簿で管理される項目と我が国の意匠原簿で管理される項目の差分がございますので、対応の方向としては、国際登録に基づく意匠権について、我が国意匠法において国内の意匠原簿に登録するとされている事項のうち、国際登録簿で管理されない事項については、国内の意匠原簿で管理することが適当と整理させていただきました。それから、公報のお話でございますが、我が国を指定し、我が国で登録となった国際出願については、意匠単位で意匠公報を発行することが適当であると整理させていただいております。

続きまして、13ページの(10)番、国際出願の手数料納付形式についてでございます。制度の概要としては、国際出願に係る手数料のうち、個別指定手数料(各指定締約国

における出願料及び登録料に相当)の納付形式は、国際出願時に一括で国際事務局に対して納付する「一括納付」の手法と、これら手数料を国際出願時と各指定締約国での登録前に分けて納付する「二段階納付」とのいずれかを選択することが可能でございます。

問題の所在と対応の方向性でございますが、一括納付を選択する場合、国際出願時に登録料も併せて納付することによって、登録査定がされた意匠から順次、迅速に意匠権を付与することが可能となります。これらを踏まえて、対応の方向としては、出願人保護の観点から、個別指定手数料の納付方法は一括納付の方法を採用することが適当であると整理させていただきます。

(11)番の国際出願における自己指定の容認でございます。ハーグ協定ジュネーブ改正協定では、官庁が実体審査を行っている締約国は、その締約国の出願人が国際出願で自らの国を指定した場合、自国の指定が効果を有しない旨を、宣言により事務局長に通告することが可能でございます。

14ページに移っていただきまして、しかしながらユーザーの利便性を考慮して、対応の方向としては、国内の意匠登録出願と国際出願とでは、法制面、手続面で相違する点があることは重々認識しておりますので、国際出願における自己指定については、これらの相違点についてユーザーが十分に理解した上で行われることが重要と考えております。これらのことから、ユーザーに対して国際出願に関する手続や留意点を十分周知徹底することを前提として、出願人の選択の幅を確保すること、ハーグ協定ジュネーブ改正協定のメリットを享受できるようにするという観点から、自己指定を認めることが適当と整理しております。

(12)番は特許庁を通じた国際出願の受付でございます。これは国際事務局にダイレクトに出願することも可能でございますが、我が国特許庁を通じて出願することも可能となっております。対応の方向性としては、ユーザーの利便性の向上のため、特許庁を通じた国際出願を受け付けることが適当であると整理しております。

それから、15ページの(13)番は国際意匠分類と日本意匠分類についてでございます。両分類については、非常に粗い分類と審査を意識した細かい分類とに分かれております。

しかしながら、16ページに行きまして、我が国がロカルノ協定に加入した場合は、ユーザーの調査負担を軽減するため、日本意匠分類を整備した経験を生かして、国際意匠分類の細分化の議論に積極的に加わっていくことが適当ではないかと考えております。しか

しながら、当面は国際意匠分類と日本意匠分類を併用していき、皆様方において日本意匠分類も御活用していただこうと思っております。そのために整備、充実に努めていくことが適当であると整理させていただいております。

(14)の小括でございます。検討の結果、これらの課題はほとんど皆様方に御議論いただき解決したと思っております。したがって、引き続き意匠審査基準ワーキンググループにおいて皆様方に、ハーグ協定ジュネーブ改正協定、それから実施規則、細則について御理解をいただくとともに、詳細についてはそこで検討していきたいと考えております。

更には、我が国の利便性の向上のため、皆様方、産業界のためにも、引き続き国際事務局とは調整を行いつつ、皆様方の利便性の向上に資するべく積極的に議論に参加して、必要に応じて規則、細則等の改正等を事務局若しくは各国に働きかけていくこととさせていただきたいと考えております。

ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定につきましては、以上でございます。

○山田制度審議室長 続きまして、18ページからでございます。II. 画像デザインの保護拡充についてを説明させていただきます。基本的な資料の骨格は、前回の小委員会でお示した資料の骨格とほぼ同一でございますので、特に書き加えた点について細かく、そうではないところについては簡単に御説明させていただきます。

まず、18ページ1. 現行制度の概要でございます。1段落目で現行意匠法2条1項に規定する物品に係る画像、2段落目で現行意匠法第2条2項に規定する画像について、現行の規定を御説明させていただいております。下から2行目でございますが、2条2項の操作画像には、現在では運用上、パソコンに表示される操作画像や、追加的にインストールされるプログラムによって表示される操作画像は含まないとされていることを書いてございます。

2. 問題の所在でございます。(1) 画像デザインを巡る状況ということで、電子機器に用いられる操作画像のデザインは、製品の付加価値として重要な位置を占めつつあるということを書いております。そのため、保護拡充を懸念する意見もある一方、専用機と汎用機の区別なく、後から追加される操作画像のデザインに関する革新的なアイデアを保護することによりイノベーションを促進すべきとの指摘がされるようになったということを書いてございます。

19ページに移ります。また、家電を含めた多くの機器のデジタル化によって、パソコンとその他の電子機器とを区別することは困難になってきているという変化を示しており

ます。

その下の（２）保護拡充の検討に当たり特に留意すべき課題ということで、①から課題を書かせていただいております。①は情報技術の進展への対応ということで、今後の技術の進展に対して時代遅れなものにならないように留意すべきであるということを書いております。②が権利の実効性でございます。画像を表示するプログラムを配布する行為等に対して、適切に権利行使が可能な制度とするべきであるということを書いてございます。

20ページに参りまして、③クリアランス負担の増大と意匠制度の裾野の広がりということを書いてございます。他者の意匠権を侵害することがないかどうかを事前にクリアランスする負担が非常に大きくなっていくということ。特に、例えば、新規にプログラム開発のベンチャー企業を立ち上げるような起業家が最近多くなってきておりますが、こういう方々にとっても負担が発生するということを書いてございます。

④がクラウドサービス等の事業形態多様化への対応ということでございます。例えば、悪質な場合のみ侵害に問われるような制度設計とするなど、慎重な配慮をこのような事業者にはしていく必要があるのではないかと書いてございます。

⑤がエンドユーザーに対する影響への配慮ということでございます。エンドユーザーに過度な負担を負わせないよう制度上明確にするべきか検討が必要であるということを書いてございます。前回の小委員会ではここは複数の委員から御指摘がございましたので、脚注の9をつけております。現行保護されている有体物の意匠については、個々のエンドユーザーである従業員が業務上の目的で会社の備品を用いる行為について実施に当たるかどうか争われた裁判例はないということを書かせていただいております。

本文に戻りまして、21ページ、⑥実施者に課される注意義務の在り方ということで、ここは新たに追加した部分でございます。現行制度では、過失の推定規定によって、過失の有無に関する立証責任が意匠の実施者に転換されている。実施者に過度の注意義務が課され、その実施態様等に比して重いクリアランス負担が生じることがないようにするとともに、実施者がいかなる対応をとれば注意義務を果たしたことになるのかが明確になるよう配慮するべきであるということを書かせていただきました。

更に脚注の10を追加させていただきます。下級審の裁判例を複数真ん中のところで挙げております。しかし、実施者に課される注意義務の在り方についての確立した判例はいまだ存在しないということを書かせていただきました。更にその下に、「業としての実施には」というところで、下から2行目まで移っていただきますけれども、個別の事

案に応じて実施者が現実的に対応可能な水準以上のクリアランスをする注意義務を負わないものとするべきであるという考え方を書かせていただきました。

続きまして、21ページの(3)その他の考慮事項ということで、①が制度の国際整合性でございます。我が国におけるハーグ協定のユーザーが、各締約国において円滑に権利取得できるように、グローバルな企業活動を後押しすることが肝要であるということを書いてございます。

続きまして、22ページの②他の法領域との関係ということで、まず著作権法との関係でございます。画像デザインは応用美術の領域に属することが多いことから、少なくとも、意匠法によって保護すべき必要性が高いということを書いてございます。他方、映画、写真、テレビ映像、ゲーム等のコンテンツについては、意匠法の保護対象にすることについては慎重な検討が必要であるということを書いております。

続きまして、3.の対応の方向性でございます。①事前の審査を前提とする制度案ということで、23ページにA案を書いております。A案は、現行意匠法2条2項に加えまして、映像面に表示される画像であって、プログラムの実行に係る操作画像というものを独立した形で保護対象として明記して機能ごとに権利化していくという案でございます。

効力範囲につきましては、物品によって制限されるものではございませんけれども、無制限に意匠権の効力が広がることになれば、クリアランス負担が過大となることから、プログラムの機能によって効力の範囲を定めることにするということでございます。現行意匠法の別表第一の物品の区分と同様に、プログラムの機能の区分を新たに定めて、願書においてプログラムの機能の記載を義務づけるという案でございます。

この場合、実施行為・侵害行為につきましては、「映像面に表示される画像」について独自の実施規定を置くことができますので、画像を表示させるプログラムの生産、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出を実施行為とするということございまして、24ページに参りますが、意匠に係るプログラムの譲渡を前提とした複製する行為であるとか、意匠に係るプログラムをインターネット等を通じて販売することは、いずれも実施に当たるといふことになろうかと思えます。

この場合のメリット・デメリットとしては、まずメリットとしては、権利の実効性が十分に確保されるということでございます。デメリットとしては、新たなクリアランス負担が生じるということや、クリアランス実務が現時点では予測しづらいというデメリットがあろうかと思えます。

続きまして、B案でございます。B案は現行の保護対象を基本的に維持するという
ことで、物品ごとに権利化するというところでございます。

25ページに、新たにかなりの部分を追加した記述がございます。上から6行目ござ
いますが、現行の運用においては、必ずしも条文の文言上一義的に導けるわけではないも
ののということで、まず現行の考え方を書いてございます。物品の「機能」とは、願書や
願書に添付された図面によって特定できる意匠から一般的・客観的に共通して想起される
「特定の機能」を意味するというので、条文上の文言では「機能」と書いているところ
を、「特定の機能」ということで現在は限定的に解釈しているというところでございま
す。

そして、パソコンについて「特定機能」というのは、CPUが動き始めた段階での情報
処理機能なのだということで整理してございますので、パソコンについてCPUが動き出
した後表示される画像というのは機能発揮後画像ということで、現行の考え方では保護対
象外とされているというところでございます。

しかしながら、ここからが今までとは考え方を変えてみてはどうかという部分ござい
ますけれども、情報技術が進展するにつれということで、「情報処理機能」の具体的な発現
である「文書作成」、「音楽再生」といった具体的な機能を「情報処理機能の発揮後」のも
のとして、保護を対象外とするということは、パソコンと他のCPU内蔵機器との保護の
バランスを失しかねない状況になっているということを書いてございます。

このような状況を踏まえれば、B案を選択する場合の保護対象の拡充は、法改正のみな
らず、意匠法2条2項の「機能」に係る審査基準を技術の実態に即した形で改訂すること
によって実現することも考えられるということを書いてございます。

効力範囲については、26ページに参りますが、現行の意匠法を踏襲するというので
ございますので、以上の類否判断というのは、ぽつが3つありますが、意匠に係る物品の
類否、意匠に係る物品の部分の用途及び機能の類否、意匠の形態の類否ということで判断
されることになるわけでございます。

なお、他の登録意匠が部分意匠である場合においては、当該部分の形態を包含するのみ
ならず、当該部分意匠に係る物品を実施する関係になれば、意匠の利用ということでは
できないというところでございまして、ある画像デザインがパソコンの部分意匠として登録さ
れている場合においては、同じデザインを冷蔵庫に適用したとしても、それはパソコンの
部分意匠である画像デザインの権利が及ぶことはないということを書いてございます。

次に実施行為・侵害行為でございます。現行の物品の実施行為をそのまま維持するとい

うことでございますので、まず意匠に係る物品の製造に当たるのは、実際に物品にインストール等によって画像を表示可能な状態にする行為というのが意匠に係る物品の製造に当たることになろうかと思えます。

27ページに移っていただきまして、権利の実効性を高めるために立法的手当てをする案がB-1案でございます。B-1案というのは、現行意匠法38条1号の「のみ品」の規定というものに、複数の物品に移るプログラムを製造・販売するような行為は該当しない可能性があることから、みなし侵害規定を置くというのがB-1案でございます。この場合のメリットとしては、権利の実効性が相対的に高くなるということでございます。28ページに参りますが、クリアランス負担はどうしても出てくるということでございます。

続きまして、B-2案が28ページに書いてございます。物品ごとに権利化する制度を維持し立法的手当てをあえてしない案というのがB-2案でございます。この場合、B-1のような間接侵害規定は設けないということでございますので、結果としては、プログラムを生産・譲渡する行為が38条1号の「のみ品」に該当する蓋然性は低いということでございます。デメリットとしては、権利の実効性は相対的に低いということはあるんですが、メリットとしては、現行のクリアランス実務を維持することができるということでございます。

それから、②で事前の審査を前提としない制度案ということで、C案というものを書かせていただきました。これは実用新案法のような、登録に際して事前に審査を行わず、必要に応じて事後的な審査等を行う制度を採用することも考えられるという制度でございます。

29ページに参ります。メリットとしては、早期の登録が可能となりますが、デメリットとしては、権利の有効性が確定されない登録意匠が多数公表されるところがデメリットかと思われます。

(2) 小括とございます。メリット、デメリットはそれぞれの案にございますが、バランスのとれた制度案を構築していく必要があるということと、もう一つは法制的な枠組みのみならず、クリアランスツールの提供を含む、意匠制度を支える運用面のインフラ整備も併せて検討していかなければいけないということでございます。

(3) に運用面のインフラ整備について書いてございます。①クリアランス負担の軽減ということで、具体的には30ページに参ります。アということで、現在、IPDLでテキスト検索や分類検索が可能となっておりますが、これに加えまして、イメージマッ

グ技術を利用した検索システムの導入について検討を進めるということを書いてございます。次に、プログラムの機能や用途、画像の形態等に基づいて、検索を実施するための措置も検討するということを書いてございます。

続きまして、イは審査基準等の整備ということでございます。画像の意匠について、新規性や創作非容易性の基準をより明確に示し、クリアランスの要否検討や意匠の類否判断を行う上で必要な情報を提供するということを書いてございます。それから、審査において新規性及び創作非容易性を的確に判断するために、公知の画像デザインのデータベースを拡充するということも書いてございます。

続きまして、31ページでございます。②出願手続負担の軽減ということでございます。これは機能ごとに権利化する場合でも、物品ごとに権利化する場合でも、複数の意匠を同時に出願するということはあろうかと思えます。この点の煩雑さを回避するために、出願支援ソフトの工夫等により、共通する内容を含む複数の意匠登録出願書類を一括して作成、提出しやすい環境を整備することを考えてまいります。

それから、③意匠審査の迅速性でございます。新しい操作画像というものは、開発期間が非常に短い1か月程度のものも少なくないという現実があろうかと思えますので、事前審査を行う場合であっても迅速に権利を付与することについて検討する必要があるということを書いてございます。

それから、(4)が今後の検討の在り方ということでございます。先ほど資料1で御説明した内容を字に落としているということでございます。内容を御説明させていただきますと、画像デザイン保護制度の在り方については、法制的な枠組みと意匠制度を支える運用面の取組とによって実現される制度全体を念頭に置いた上で検討を進めることが必須である。特に、事業者のクリアランス負担の軽減は、制度の在り方を検討する上で非常に重要な事項と考えられるところ、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システム等のクリアランスツール実現に向けた検討状況を見ながら、保護の枠組みの在り方について議論を進める。

よって、我が国企業の事業活動の国際展開に資するべく、創造的なデザインの権利保護を確保するとともに、クリアランス負担をできるだけ軽減するとの観点に立って、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に直ちに着手し、平成27年度中のサービス導入を目指す。ユーザーからの評価を踏まえ随時改善を図る。

これを前提としつつ、情報技術の発展等によって、物品の種類（パソコンとスマートフ

オン等)による保護のバランスを失しかねない状況に至っていることを踏まえ、2条2項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、画像デザインの登録要件について、関係する産業界からも広く参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行う。

この検討結果については意匠審査基準ワーキンググループから当小委員会に報告するとともに、当小委員会で制度の在り方についてさらなる検討を行うこととし、それに合わせ、実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈を明確化し、エンドユーザーの行為、プロバイダー等の行為等の取扱いを整理すべく検討を行う。

そして、以上の対応の状況、ユーザーニーズ及び国際整合性の観点を踏まえつつ、中長期的にはクリアランスツールの精度を高めることを大前提に、前記Ⅱ2(2)で示した課題を中心に、制度の在り方を引き続き当小委員会において検討するというところでございます。

以上でございます。

○大淵委員長 両室長におかれましては丁寧な御説明をありがとうございました。

それでは、ただいまの資料2についての事務局の御説明を踏まえて議論に移りたいと思います。御質問でも御意見でも結構ですので、御自由をお願いいたします。発言の際には名札を立てていただければこちらから御指名いたします。

永田委員、お願いいたします。

○永田委員 情報サービス産業協会の永田です。

質問が2点です。資料1ベースでお願いします。1個目の丸の2項目で「これを前提としつつ」とあり、1項目のイメージマッチング技術を利用したシステムの導入を前提としながら審査基準の改訂を見ていくということなのですが、これは裏を返すと、この検索システムの導入が予定どおりに良いものができ上がらなかった場合には、この審査基準改訂の方は若干予定どおりにはいかずに少しトーンダウンするということがあるのでしょうか。この「前提としつつ」というところの意味合いを教えてくださいというのが1つ目です。

もう一個は、3項目の方です。ワーキンググループから小委員会へ報告して検討するというところは良いのですが、その後段の方で、それに合わせて実施・侵害行為などの検討を行い解釈を明確化するということがあるのですが、これはどこでどういう形で誰が行

うのか、結果として検討したものをどういうふうにオープンにして、それが法的にどのような扱いになるのかというところの説明をお願いします。

○大淵委員長 お願いいたします。

○山田制度審議室長 まず1点目でございますけれども、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムというものは、クリアランス負担を軽減させることの前提になろうかと思っておりますので、前後関係としては、そのように理解していただいて差し支えないと思っております。ただ、ここで書いておりますように、いきなり最初から物すごく精度の良いものができるかどうかというのは必ずしもわかりませんし、ユーザーからの評価を踏まえて随時改善していくということをやらせていただきたいと思っております。いずれにしても、一步踏み出さなければユーザーからの評価というものも出てこないわけでございますので、そこはいきなり完璧なものができることを期待されては、必ずしもそうならないかもしれないかもしれませんが、そのように御理解いただければと思います。

2点目のところは、3番目のぼつで、ワーキンググループから当小委員会に報告、それから当小委員会で制度の在り方についてさらなる検討を行うということと、それに合わせるところの主体は誰かということだと思いますが、ここは特許庁が整理して検討して、それを小委員会にお示しするというのを考えておりますし、小委員会でお示しすることはホームページ等を通じて世の中に公表することになろうかと思っております。小委員会での議論の対象になるかどうかということに関しては、小委員会は当然のことながら有識者の皆様や関係団体の方々がお出になられているわけですけれども、これは自分の業界にとってこうだからこうしてほしいということはあるかと思っておりますが、解釈論自体が業界の利害によって、その業界はそう言ったからここはこう読めるようにしようとか、そういうようなことはおのずから限界がございますので、皆様方の意見をよく聞いて解釈は整理するということはお約束できますけれども、小委員会で何か決をとってこの解釈にするというたぐいのもものでは必ずしもなかろうかと思っております。

○大淵委員長 ほかにいかがでしょうか。

古城委員、お願いいたします。

○古城委員 今の御説明に関して追加で伺いますけれども、まず実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈を明確化するとありますが、これは現行の実施行為の法規を前提にした上で解釈を明確化するという御趣旨でしょうか。それとも場合によってはそれを超える内容というか、実施行為の規定自体の変更も視野に入れたという御趣旨でしょうか。

○大淵委員長 お願いします。

○山田制度審議室長 まず短期と中長期ということで、これは上の丸の短期のところでございます。ここで私どもが書いた意味は、あくまで現行の規定について解釈の明確化ということだろうと考えております。もちろん最終的な有権的な解釈権者というのは、裁判所というのは言わずもがなでございますけれども、私ども特許庁がそういう解釈を特許庁としてお示しすること自体にも、これは関係業界の方々の不安をある程度下げるという点において意味があることなのだと理解しておりますので、そこはやらせていただくということでございます。

○古城委員 わかりました。

○大淵委員長 ほかにいかがでしょうか。

林委員お願いします。

○林美和委員 日本弁理士会意匠委員会の林と申します。前回から参加させていただいておりますが、前回は欠席させていただいておりまして、失礼いたしました。

私からの発言は質問というよりはコメント、意見として、資料2の14ページにございます、我が国が自己指定を認めるかどうかということについて発言させていただきます。御存じのとおり日本弁理士会としては、自己指定は留保の方向でという見解を以前から出させていただいておりまして、自己指定を認めることが適当であるという結論が出ている中であっても、やはり一部根強く、自己指定に関しては反対意見がございます。この点については最終的な御判断は自己指定を認めるということになるのかなということで理解しておりますけれども、弁理士会でも昨年ぐらいからハーグ協定と我が国意匠法の相違点についていろいろ勉強、検討して、かなり違うところがあると認識しています。そうした中でユーザーに自己指定も認めて、この制度を利用させることに関しては、もちろん利便性という点で期待もできるのですが、制度内容の周知徹底とか、御庁においても英語での関連資料の作成といったところに是非期待したいと思いますので、引き続きそのあたり御配慮いただければと思います。

○大淵委員長 ほかに。

石井委員、お願いいたします。

○石井委員 自動車工業会の石井でございます。幾つかお願いと質問をさせていただきます。

まず資料2の前半、ハーグ協定の件でございます。いろいろ御検討いただいております。

受入れ可能なところになったのではないかという理解の上で、お願いが2点ございます。

1点目が、資料17ページだったかと思いますが、国際事務局との調整等々含めて、加盟後に引き続き御尽力いただきたいというところは、重ねてお願いいたします。

もう1点、16ページに遡って恐縮ですが、意匠審査基準ワーキンググループの話が何ページかにわたって出てきます。今後検討しますというところがございます。そちらの方も適切にタイミングよくやっていただければというところが前半部分のお願いになります。

後半部分、画面デザインのところでお願いが2点ございます。19ページ目に、技術変化のスピードに追従できるような情報技術の進展への対応というところがございます。こちらの方はそのとおりだと思っておりますので、十分に御検討いただきたいということと、30ページ、公知の画像デザインのデータベースの点がございます。こちらの方も国内のみならず海外でもいろいろ検討する際に非常に重要だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後に質問でございます。資料1でも資料2でも結構ですが、中長期的に検討されるという部分がございます。こちらは検討すべき課題として認識しておりますが、中長期の時期というのは大体どのぐらいの感覚をお持ちなのか、お示しいただければと思います。

以上です。

○大淵委員長 お願いします。

○山田制度審議室長 最後の点をお答え申し上げます。この中長期の部分でございますけれども、資料1であります、2つ目の丸の最初、以上の対応の状況を踏まえつつということでございますので、まず短期のところを対応してみて、その対応の状況ということによって変わってくるのかなと思っておりますので、今ここで例えば3年とか5年とか、そういう数字を申し上げることは適当ではないのではないかと考えております。

以上でございます。

○石井委員 ありがとうございます。その一方でと言うと恐縮ですが、先ほど御質問があったイメージマッチング技術を使った検索システムが平成27年。それで27年を踏まえて短期の対応をとってその先になると、余りにも時間的に時機を逸したものにならないのかという点もございますので、ある程度のタイミングで決めるところまでは決めるということも必要ではないかと思っておりますので、是非よろしくお願ひいたします。

○大淵委員長 大下委員、お願ひいたします。

○大下委員 日本知的財産協会の大下です。

画像デザインの保護拡充の方向ですけれども、クリアランスツールのところは、イメージマッチング技術を導入して、平成27年度中のサービス導入というところで踏み込んだ案を出していただいて、我々としてはこれは有り難いと思っております。これを前提にしつつということですので、具体的な例を見ながら、この侵害とか類否の判断という具体的なところが明らかになった上でのこれからの中長期の取組になるという理解でおりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

短期のところではイメージマッチング技術のところでは、登録意匠の検索システムということになっているのですけれども、このシステムのところでは上がってくるのは、登録された意匠だけではなくて、公知意匠も含まれているのかを1点確認したいという点です。

もう一つ、クリアランス負担のところでは、一部のユーザー、企業については高度のクリアランスも目指しているところもございますので、そのあたりの要望をつけ加えてさせていただきたいと思ひます。具体的には登録意匠の権利の侵害を懸念するというところで調査する以外にも、公知意匠、イメージ的に商品が似ている、似ていないというユーザーの声を気にするクリアランスも一部ございますので、そういったところで登録意匠だけではなくて公知なものも含めて、サーチツール、クリアランスツールのところで上がってくるシステムを要望したいと思ひております。

○山田意匠制度企画室長 その点につきましては検討の材料とさせていただきます。ただ公知資料については、著作物の利用許諾を得て公表するというところの難しさがございしますので、この点も含めて引き続き検討させていただければと思ひております。1つにはIPDLの中で書誌情報の検索ができて、許諾の取れているものはイメージデータが見られるというところがございますので、許諾を取っているところは引き続き鋭意努力して公表の拡充を続けるとともに、ここで申し上げているのは、まずは、登録意匠のマッチングを中心に考えさせていただいて、その上で引き続き、先ほど申しました著作物の利用許諾から検討を開始させていただければと思ひております。

○大下委員 なかなか難しい課題だとは思ひますけれども、要望としてつけ加えさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○大淵委員長 下川委員お願ひします。

○下川委員 私自身がどこかを代表している者ではありませんけれども、日ごろ取材させていただいている方々とか読者の方々を代表してということでお話をさせていただきます。

国際協定に関して言えば、提案されているハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入する、

更にロカルノ協定に加入を目指してこれから進めていくということについて、何ら異存はなく、なるべく早くそういうことを進めてくださいというお願いをしたいと思います。

画面デザインについていろいろな案が出てきていて、それぞれ一長一短、メリット、デメリットはあるようですけれども、私自身としては権利の実効性が最も確保される案が、多分日本の産業競争力を最も高めていくのではないかと考えておりますので、そういうものを選択すべきではないか。クリアランスツールへの不安とかそういったものがあるのかもしれませんけれども、それを理由に余り無難な案を選択することは避けていただきたいと思います。そのためにはクリアランスツールについて、ここにいる人たちは多分全員違うものを何かイメージしているのかもしれませんし、具体的にどんなものかとか、どんな使い方ができるのかとか、そういった情報提供をこれから随時していただきたいと考えております。

以上です。

○大淵委員長 お願いします。

○増田委員 ゼブラの増田と申します。クリアランスツールの負担軽減についてコメントさせていただきます。

イメージマッチング技術は高度な技術だと思いますが、この技術だけに頼るのは限界があるような気がします。例えば、指紋の一致を検索するようなイメージマッチングと違って、もっと判断に幅が出てくるものになると思いますので、類否判断の基準をより明確化するとか、資料30ページの下に書かれていますように、特許庁において審査で利用している公知資料を可能な範囲で公開していただくことによって、ユーザーが判断する上での補完的な資料も用意していただく。そういうものをユーザーが、総合的に見て判断できるようになれば良いのではないのでしょうか。イメージマッチング技術ばかりに頼るのではなくて、そうした判断基準とか補完的な資料で総合的にインフラを整備していただければ良いなと思います。以上です。

○大淵委員長 和田委員お願いします。

○和田委員 電子情報技術産業協会（JEITA）の和田と申します。何点か要望をお伝えさせていただきます。

まずハーグに関してですが、今後具体的な検討をされていく中で、国際出願をすることによるコストメリットも見込めるような制度を検討していただきたいと思います。例えばマルチ出願をした際に、出願費用が直接1件ずつ出願する場合と変わらないという御説明

を以前受けておりますが、ユーザーにとってメリットが出るようなフェーズを検討していただければと思います。

また、図面要件緩和等がハーグの国際出願ルートで緩和されるのであれば、そういったメリットを国内出願ルートでも享受し得るような制度を御検討いただければと思います。いずれにしても具体的な運用は、今後審査基準ワーキンググループで明らかになっていくと思いますので、早急に具体的内容を明確化していただくことを希望いたします。

次に画像デザインに関して何点か要望がございます。J E I T Aの中では御承知のとおり賛否両論ありまして、現行法を維持するという立場から、今御提案のありましたA案からC案までのいずれかを賛成したいという立場までいろいろございます。どのような制度が望ましいかというのは、各案の論点に関して方向性が提示されないと決めにくいというのが実情なのは前回も申し上げたとおりです。

報告書案の31ページとか資料1の方で、今後の検討の在り方として、審査基準ワーキンググループの方で検討を行い、法改正をせずに審査基準の改訂で対応しますという記述は、B案を意識されているのかなと思われませんが、法改正なしに審査基準の改訂だけで進めていきますと、裁判で覆る可能性がありまして、そのリスクはユーザーが負担しなければならないという点を懸念しております。

一方で、今の法制度でも審査基準の考え方は判例で覆る可能性はございますので、審査基準ワーキンググループで業界の意見を反映しつつ、今できるルールづくりを積極的に行っていくことのメリットはあると考えておりますが、ただ、法改正をせずに解釈変更だけで良いのかという点に関しては、当小委員会で審議すべきではないかと考えております。

また、短期的に審査基準の改訂だけで行うという真意が、ハーグ協定加盟とタイミングを合わせて法改正までは今業界総意がとれない、けれども審査基準や運用法解釈の参考を示すことで、現実社会に保護の制度をマッチさせることを意図されているのであれば、その点も報告書案に反映されてはどうかと考えます。

先ほどもどなたかから御指摘がございましたが、それに合わせて実施・侵害行為、過失推定等の解釈の明確化というのはどこでされますかという点は、特許庁の方でされますということだったのですが、これらの論点に関して議論が不十分ではないかという点は、前回の小委員会でもJ E I T Aの方から申し上げていることとございますので、こちらは速やかに議論していただくとともに、当小委員会でも速やかに審議させていただければと思います。

以上です。

○大淵委員長　お願いします。

○山田制度審議室長　1点クラリファイなのですが、報告書に反映すべきだとおっしゃったのは、具体的にはどういう記述を意味されているのでしょうか。

○和田委員　このタイミングで法改正ではなく、審査基準の改訂だけで進めるというのはこういう理由ですというあたりを、もう少し書いていただければと思います。

○山田制度審議室長　わかりました。

あと1点コメントなのですが、先ほどおっしゃった解釈の明確化について当小委員会で議論してほしいということは、先ほど永田委員の御発言と同趣旨だと思われま。基本的にも私が考え方を整理してこの小委員会で御報告させていただきたいと思ひますし、その際もそうでしょうし、その前にも恐らく意見交換とか皆様方の御要望とか伺うことは十分やらせていただきたいと思ひますが、法解釈そのものは、何かこっちの方が良いとか、こっちの方が良いとか、おしくらまんじゅうのようにして決めるようなものではないと思ひておりますので、その点は御認識いただきたければと思ひます。

○大淵委員長　どうぞ、お願いします。

○水谷委員　画像デザインについて質問させていただきます。本日配付された資料1によりますと、上半分と下半分とで、短期的な対応と中長期的な対応に分けていらっしやいます。私の質問は短期的対応の部分に関するもので、特に、今後意匠審査基準ワーキンググループで議論する上で、幾つか確認しておきたいということでございます。

資料1の短期的な対応に関しては、資料2を拝見しますと、短期的な対応は法改正を伴わない対応ということですので、これに対応して、資料2の報告書案の28ページには、B-2案がございます。B-2案は、物品ごとに権利化する制度を維持したうえで、立法的手当てをしないとの案であり、恐らくはこれが短期的対応に一番近いものかと理解しております。

この点について、2点御質問させていただきたいのですけれども、このB-2案ですと、現行法を前提にしながら、この報告書案の表現を借りれば、後から追加される操作画像も現行法の解釈として意匠権の保護対象にしていくとのお見受けします。ここでは、従前から出ていた物品との一体性の問題を、どのように考えていらっしやるのか、その点を伺いたたいと思ひます。

それからもう1点は、権利行使の側面なのですが、B-2案でいきますと、特に

間接侵害の新規規定などは設けず、現行法のままでいくということになっておりますので、恐らくは後から追加される画像デザインの作成者、あるいは画像プログラムの開発者が、間接侵害の責任を負うことは余りないであろうということが書いてございます。この場合に、当該画像デザインのプログラムを搭載する情報機器を製造・販売する事業者ですね、この事業者も当該情報機器を製造・販売する段階では、当該画像プログラムは、まだ搭載されていないということになります。

したがって、情報機器の製造・販売事業者は、恐らくは今問題になっている後から追加される操作画像について、意匠権侵害の責任を負うことは余りないのではないかという感じがいたします。そうすると、誰か責任を負うとすると、それは誰なのかということになるのですが、これは文字どおり後から追加される操作画像でございますから、当該操作画像に係るプログラムをインストールしたのはユーザー、更に言えば、エンドユーザーではないかと考えられます。

エンドユーザーが当該操作画像を何らかの方法で入手して、自分が使っている情報機器にインストールすると、そこで意匠法的に言うと生産行為があるということになって、ユーザーにおいて侵害責任が生じてくる可能性がある。もっとも、先ほどから御報告を伺っていると、エンドユーザーにできるだけ責任を負わせない、過度の責任を負わせないように配慮していくことが要諦であるということもおっしゃっておられました。

この場合に、画像デザインの開発事業者は、現行の間接侵害の規定との関係で多分セーフだと。それから、当該画像デザインを搭載していない情報機器の製造・販売事業者も多分セーフだ。そして一番アウトの可能性が高いのはエンドユーザーである。しかし、政策的にエンドユーザーに過度の責任がかからないように配慮するということになると、後から追加される操作画像を現行法の解釈として仮に何らかの保護を与えとしても、権利行使の側面に至ると余り実効性が認められないことになるのではないかという感じもいたしております。そういうことで物品との一体性の問題と、今申し上げた権利行使の問題をどのようにお考えになっていらっしゃるのかを、少し伺わせていただきたいと思います。

○大淵委員長　どうぞ。

○山田制度審議室長　まず1点目の物品との一体性の問題でございますけれども、この点については26ページの一番下のところに書いてございますけれども、インストール等により意匠に係る物品で画像を表示可能にする行為というものが、この時点で意匠に係る物品、意匠と物品が一体化するわけですので、この時点で意匠に係る物品の製造ということ

になろうと思います。物品との一体性という言葉自体は、話す人によってイメージがそれぞれ違う言葉でありますけれども、少なくともインストール等によってその物品に画像が表示可能にする行為がされたときに、物品と画像が一体化されているということでございますので、物品との一体性はそういう意味では保たれているということだろうと思いますし、そこで初めて侵害の可能性が出てくるということでございます。

2点目の御質問は、製造も流通も侵害に問われる蓋然性が低い中で、使用のところに配慮したら、それはざるになって実効性が低いということかと思えます。私どもがエンドユーザーの問題について書いているのはⅡ．2．(2)というところでございます、A、B案に関わらない課題の一つということで書かせていただいております。私どもA案を採る場合はそれはもう根っこ、上流ですね、プログラムの製造とか、プログラムの譲渡とか、そういうところで根っこで押さえる場合は、使用を外すということがあり得るのではないかという議論をさせていただきましたけれども、B案の場合は、そういう意味では使用行為自体は抜けないということになろうかと思えます。もちろん脚注の9で書いている趣旨は、有体物において実際上個々の従業員が訴えられるような例はありませんよということを書いてございますが、論理的にはこれは使用に当たり得る。

したがって、業としての従業員が画像を使用すること自体は差止めの対象になり得るわけでございます、そういう意味でそういう可能性があるということであれば、それは登録による牽制効果は出てくるだろうと思っております。もちろん権利の実効性という点においては、そもそも法改正をするA案とかB-1案と比べると、その点では緩いということになろうかと思えます。その裏返しであります、クリアランスなどについては余り心配する必要がないということになろうかと思えます。現時点では社会的合意を取り付けるのは、ここまでだろうというのが私どもの判断でございます。

○大淵委員長 茶園委員お願いします。

○茶園委員 今、水谷委員がおっしゃったことなのですが、B案に関しては、現在の2条2項の考え方を現在の審査基準からB案の方に変えた場合、特に訴訟が起こった場合にどうなるかということもあるのですが、私自身は、現在でもB案の考え方を取ることは可能ではないかと思っておりますから、現在でもどうなるかという問題があることとなります。

私は、現在でもB案の考え、解釈が適切ではないかと思っておりますので、私の立場からすると、B案には賛成で、これはありうべき解釈を明確にするという意味があることにな

ります。ただ、先ほど水谷委員がおっしゃった権利の実効性の問題から考えますと、B案の中でもB-2案でしたら何も立法的な手続をしないということですが、あえて後からインストールされるような画像も保護するとするならば、B-2案でとどまるというのはいかがなものかと思えます。登録対象であることを明確にして、きちんと保護するのであれば、適正な権利の実効性を確保する手段を設けるべきでしょうから、その場合はB-1案の方を採用すべきではないかと思えます。

ちなみに、B-2案を採用した場合どうなるかを考えてみますと、侵害行為としてはエンドユーザーによる使用行為が考えられるわけですが、恐らくプログラムの流通業者に対して権利行使をしようとするれば、エンドユーザーの侵害行為の共同不法行為責任を問うという形になると思えます。それでは不十分だとすると、著作権法の世界で論じられているカラオケ法理のような考え方によって、侵害行為をしている主体は流通業者であるといったような構成が主張され争われるようになるのではないかと思えます。

これも非常に不明確な問題を発生させることになると思えますし、そもそも画像デザインは一応物品の一体性との枠内に置くように努めておりますが、本来は物品と関係が非常に薄いという性質を持っていますから、それに合わせてきちんとした権利の実効性を確保する措置をとるべきであり、それには現行法上は間接侵害規定しかないでしょう。そうすると38条に新たに何らかの規定を設けることを考えるべきではないかと思えます。

仮に新たな間接侵害規定を設けるとしますと、それが画像デザインのみならず普通の有体物の意匠も一緒に対象にすることになると、要件を立てるのは難しいのかもしれない。これに対して、2条2項の画像デザインだけを対象にした間接侵害規定を考えられるとすると、その方が適切な要件を立てることができるということであれば、そちらの方で適切な権利の実効性確保措置を講ずるべきではないかと思えます。

以上です。

○大淵委員長 どうぞ。

○山田制度審議室長 ありがとうございます。委員としての茶園先生の御意見を承りました。この小委員会でも議論を閉じるということではございませんで、資料1の上の方の丸の3つ目のぼつですけれども、当委員会で制度の在り方についてさらなる検討を行うということになっておりますし、また次の丸の中長期のところでも、制度の在り方を引き続き当小委員会で検討することになっておりますので、そのような中で茶園先生の御意見も論点として議論されていくことになろうかと思えます。

○大淵委員長 高部委員お願いします。

○高部委員 株式会社レーベン販売の高部といいます。

まずハーグの問題について質問なのですが、一括納付によって拒絶された場合に、登録料の相当分が出願人に戻されるというお話であります。その返還される振込料というのは当然特許庁の方で持っていただくのだと思うのですが、これに関して、例えば海外からのもので返還が増えるとかかなり嵩むことになると思ったのですが、その辺はどのようにお考えかということです。

あとC案の事後審査制度案に関して、ここでは実際に記載されていますけれども、皆さん方もあえて採用するつもりはないかと思えますけれども、一応考え方として、私としては反対です。従来の実体審査によって明確に権利を確定することによって、無用な論争を回避するという事は皆さん方も当然御存じだと思うのですが、それ以外にも、特に特許や実用新案と異なって関連意匠制度とか部分意匠という制度がありますが、その中で例えば無審査で登録されて、その後の本意匠が審査で拒絶されたようなときに、関連意匠をどうしたら良いのということになりますと、それまで関連意匠として登録していたものが、事後の処理として出願人の負担になる可能性が多いのではないかと考えております。ですから、そういうことも考えましてあえて反対を述べさせていただきます。

以上です。

○山田意匠制度企画室長 ハーグ協定の方の要件について少しお話をさせていただきたいと思えます。例えば拒絶査定後に返却させていただくというところをお話しさせていただきましたが、こちらについては、まだ関係方面と話がきちっと済んでいるわけではございません。したがって、これについて他法でどのようなことが行われているのか、これまでどのような対処があったのか、私どもの方でも詳しく調べまして、しかるべく対処させていただくということで考えております。こちらにつきましても、明らかになった時点で皆様方に御報告を差し上げたいと思えます。

○大淵委員長 永田委員お願いします。

○永田委員 情報サービス産業協会の永田です。

さっき質問したこととの絡みですけれども、資料2の21ページのところで、過失の推定規定に関する解釈論の話があって、脚注の中はかなり詳しく書いてあります。その終わりの方で、「個別の事案に応じて実施者が現実的に対応可能な水準以上のクリアランスをする注意義務は負わないものとすべきである」と書いてあります。この方向性、検討いた

けることについては非常に評価しています。我々情報サービスの業界としては、システムを作る側だけではなくて、使う側ということでたくさんの方が関わってくる中で、実際問題クリアランスする能力がない、若しくは余力がない中で、どうこの意匠改正に向き合うかということが非常に大きな論点になっています。その意味でも、この部分をちゃんと取り上げていただいていることは非常に有り難く思っています。

一方で、先ほどの質問に対する回答があったように、今回は短期的な対応という意味では、資料1の3項目の話で御説明いただいたように、基本的には特許庁の内部で検討したものを小委員会で報告いただくという話にとどまっていて、余り議論に参画する場はないということでありました。

検討の結果に関して意見を述べるのは難しいと思う一方で、産業界の実情を知っていただくという意味では、事前のプロセスには十分関与させていただきたいと思っています。それが伝わらないと、この解釈の意味としては非常に大きいにもかかわらず、総論だけ良いことが書いてあって具体論が飛んでしまうことは避けたい状況になりますので、参画の機会をお願いしたいというのが1つあります。

それから別の観点で、今幾つか出ていましたB-2案で行くための段取りで、審査基準の改訂でやっていくことについてです。物品との一体性は維持しつつという話ではありますが、電子計算機、パソコン、スマートフォンなど含めて、機器によらない画像、プログラムの画像そのものを実質的には保護することになっていくような流れではあるので、審査基準の改訂という内部ルールでの見直しというよりは、きちんと法改正するような場で議論を詰めた方が納得感があるのではないかと考えています。決して先ほどの茶園先生のように、B-1案が良いとまでは私は言いませんけれども、改正を前提とするぐらいにきちんと制度設計する議論が要るのではないかと考えています。

あともう一つは、短期的なレベルでB-2案を念頭に置いた対応が必要という話があるのですが、本当に短期的対応が要るのかということも疑問点として残っています。和田委員の方から、先ほどハーグ協定絡みであるならばその旨を明記されたいという話もありましたが、ハーグ協定との絡みだとすると、今までの議論の中ではハーグ協定と画像デザインの保護拡充とは別物だということで引き離して考えるという説明を受けていたので、ハーグ協定があるからこの部分の手当てが要るのだということをおっしゃるのであれば、少し話が違うなと思いました。

以上です。

○大淵委員長 平野委員お願いします。

○平野委員 事務局の方にこれをよくまとめていただいたなと思います。長年の蓄積がここまでやっと来たなという感じがします。前回も少し話したのですが、支援ツールとか、運用面のインフラ整備の話ですが、公知画面デザインのデータベースを拡充するのはもちろんやっていただきたいと思うのですが、この分野でライセンスフリーというのは、どういうふうに使われていくのかを少し考えた方が良いのかな。要するにICTとか、今後の画像とか、アイコンのというふう考えたときに、複雑であるけれども、しかも容易に模倣されないのかもしれないけれども、ライセンスフリーにしますよという人が現れないとは限らない。業界で話し合っ作るというのもあるかもしれませんが、そのときに公知なのか、それともそれはライセンスフリーなのか、もう少し我々も知りたいと思いますし、その部分で安心して使える複雑な画像があるかもしれないというところをうまく整理していただけたら良いなと思っています。

○大淵委員長 浅見委員お願いします。

○浅見委員 東京理科大学の浅見でございます。2点ほど指摘させていただきます。

1点目は、クリアランスツールに関しては、スピード感を持ってほしいと前回要望しましたが、今回時期が明示されたことについては有り難いことと思っております。前回も話しましたが、イメージマッチングだけでは必ずしも十分なものができるとは思いませんので、必ず人の判断が入るようなシステム、インタラクティブにできるようなシステムの開発を目指していただきたいと思います。また早い段階からユーザーの声を聞いていただいて、一緒に開発していただくよう希望いたします。

2点目ですが、審査基準のワーキンググループで新規性や創作非容易性について十分に検討して適切な審査基準を作成するという方向性については全面的に賛成いたします。報告書案の30ページの一番下の段落の「新規性や創作非容易性の判断基準を適切な水準に設定することにより、既存の画像デザインの組合せによって構成される操作画像は創作非容易性を満たさず、登録されることはない。したがって、通常、ありふれた画像を組み合わせたGUIを開発しても、他人の意匠権を侵害することはない。」という点なのですけれども、これは理論的にはそのとおりだと思います。

ただ、現実的にどうかというと、例えば特許についても審査を経て登録されているわけですが、新規性や進歩性のあるものだけが登録されているかというと、そうではないという現状もあるかと思います。そのために付与後レビューなども検討されているのだと思

ます。もちろんそういった権利は無効になるものではあるのですが、無効にするためには非常に大きな労力がかかるかと思えます。

申し上げたいことは、審査基準を作ったから全てが解決するというのではなくて、審査基準に基づいて慎重な審査をする体制を検討していただきたいということです。特許においても複数審査官の協議などを行っているかと思えますので、そういった体制づくりも検討していただきたいと思えます。

以上です。

○大淵委員長 皆様いろいろ議論があると思えますので、どなたからでも。

○山田制度審議室長 1点、御説明させていただきます。先ほど永田委員から、きちんと解釈を示す際には業界の意見も十分踏まえるようにというお話がございました。私が申し上げたのは、何かある日突然特許庁が紙を示して終わりということではございませんで、今後一旦意匠審査基準ワーキンググループで検討を進めていただくわけですが、その後、当小委員会に報告するとともに、当小委員会でもさらなる検討を行うということでございます。その際にも事前あるいは小委員会のプロセスの中で、今まで以上に関係業界の御意見、御要望は十分伺ってまいりたいと思っております。

○大淵委員長 私の方からも確認できれば良いのかもしれませんが、これは私が理解しているところでは、一連の流れとしては、審査基準ワーキンググループでの検討結果を報告して、それを受けて当小委員会でも議論して、その際には前広に御意見をお伺いということ。

もう一つは、今までのように割と抽象論だけでやっていることやイメージが湧きにくいということがあるのですが、審査基準ワーキンググループに落とすことによって、いろいろな具体例を見ながらイメージをつかみながら議論ができるというメリットがあると思っておりますが、そういうこともこの中には含意されているのですか。

○山田制度審議室長 小委員長おっしゃるとおりでございます。意匠審査基準ワーキンググループで登録要件について検討を行うと書いてございますけれども、具体的にはありふれた意匠、つまらない意匠、そういう登録しないものと登録するものの線引きであるとか、あるいはどのような単位でその出願を認めるのかとか、様々なことを議論していく中で、具体論をやりとりする中で抽象的な懸念が薄まっていくということを是非期待したいと思っております。

○大淵委員長 お願いします。

○永田委員 ありがとうございます。今のお話は流れとしては納得しています。ただ、資料1の3項目の書き方が、上から順に読んでいくと、2項目の2条2項の「機能」の審査基準改訂の話を審査基準ワーキンググループでやった上で、その検討結果を審査基準ワーキンググループから小委員会に報告して制度検討を行い、それに合わせて別口として実施・侵害行為云々の明確化をしようとしているので、切れているように読めたのです。もし今の話が本当であるならば、侵害行為・過失推定等の解釈の話も審査基準ワーキンググループでやるということを明記していただきたいと思います。

○大淵委員長 どうぞ。

○山田制度審議室長 あくまで意匠審査基準ワーキンググループでは、審査基準の内容とか水準とかそういうことをお話することを考えております。だからといって皆様方の御意見をお伺いしないというわけでは全くなくて、ここは小委員会で私どもが解釈の明確化や取扱いの整理を御説明するという事前にも十分お話を伺いさせていただきますし、それを実際に小委で議論するときも当然議論させていただくということでございます。ただ、何回も繰り返しになって恐縮ですけれども、解釈というのは、何か特定の業界の利害によって融通無碍に変わるわけではございませんので、その部分で私どもは十分御意見をお伺いさせていただいて、それを踏まえて整理した解釈をお示しすることなのだろうと思っています。

○永田委員 了解しています。結果的に出てくるのは、特許庁が考えた解釈論の公表であって、法的な拘束力を生むものではないのですよね。

○山田制度審議室長 それは基本的には最終的な有権解釈をされるところは裁判所でございます。裁判所を拘束するのは法令となりますので、そのところは現行の制度でも同じということになるかと思えます。

○永田委員 今の話は少し置いておいて、もう一個だけお願い事項があったので申し上げます。クリアランスの観点、それから、創作非容易なものが登録されないようにという意味で、いわば権利に引っかからないように、若しくは要らない権利が発生しないようにという部分で、登録してはいけないものはこういうものだというところをある程度ケアしていただいている部分については了解しています。

一方で、本来、今回の意匠制度を議論するきっかけとなっているのは、保護すべき意匠があるからこういう制度を設けましょう、というのだと理解しています。残念ながら意匠審査基準ワーキンググループで議論していこうという話の中で、こういうのが登録して

ほしいのだよ、こういうのが保護する価値があるのだよという部分の議論が余り中心にならないような懸念があります。若干今まで我々自身が反対意見を言ってきたからかもしれませんが、保護に値するものがどういうものなのかということは、きちんとイメージを合わせていくための作業が要ると思っております。それは当然大淵委員長がおっしゃったみたいに具体論がないとその話はできないと思いますので、審査基準ワーキンググループの方では、こういう登録はされてはいけないというある種ネガティブな方向での実務的な議論と、こういうものこそ登録される必要があるのだという前向きな保護対象、保護価値のあるものをイメージ共有する場が必要かなと思いました。

それは何を言っているかということ、保護ニーズがあるからそれでは保護しましょうという前提論としては良いのだけれども、結果的に審査基準を固めていくと、登録を蹴るための審査プロセスが明確化された結果、保護に値するものというより、たまたま要件をクリアしたものが残ってしまったら、それは確かに保護されるのだろうけれども、意匠として魅力ないものになってくるとせっかくの制度がもったいない、そこだけ危惧しましたので申し上げました。

以上です。

○山田意匠制度企画室長 一言だけ今の点についてお話いたします。私どもが整備しようとしている意匠審査基準は、今永田委員がおっしゃったとおり、取るに足らないもの、つまらないものというのを保護しないというところ、保護しないための事例を示すとか特許庁の考え方を示させていただこうと思っております。一方で保護に値するものは非常に難しく、意匠法上でいう拒絶の理由がないものを登録差し上げているというところがございまして。ただ、議論の途中において過去の登録事例で、我々はこのように考えたのだということをお示しすることはできるかと思っておりますので、そうしたことを参考にさせていただきながら、審査基準の中での議論を深めていきたいと思っております。

○大淵委員長 水谷委員お願いします。

○水谷委員 先ほど述べたことに関連での質問なのですが、短期的な対応で法改正を伴うことなく、当面行っていく。詳細については、意匠審査基準ワーキンググループで検討するということなのですが、話が前後して恐縮ですが、先ほど私が申し上げたのは、後から加わる操作画像について、ユーザーがインストールしたときに、生産行為がある。したがって、その後に、これを使えばユーザーが使用行為を行っていることになる。権利行使の側面では、そういう考え方を持っていらっしゃるからおっしゃったわけです。仮に今

のような権利行使を伴う意匠権を、実際に意匠出願するときにはどうなるかと考えると、現行法の枠内で行いますので、実際に画像デザインを開発した方は、単独の商品として、情報機器とは分類して画像を流通させていこうと思っけていても、意匠出願の局面では、物品名を、情報機器としたうえで全体意匠若しくは部分意匠として出願していく。したがって物品名が情報機器に係る全体意匠又は部分意匠として特許庁は審査を行っていく。こうなっけてまいります。これが、審査を通過して意匠登録ということになると、意匠登録を取得した方は、その画像デザインは、実施の側面では、情報機器として一体としては販売せず、単独で販売していく。したがって権利行使の対象者も、多分画像を単独で販売しているような人たちが多いただろう。つまり後から追加される操作画像として販売している人が多いであろう。

そのときに、そのような販売形態とか、ユーザーのインストール行為が侵害になるかどうかというのは、基本的に司法が決めることで、特許庁が決められることではない。したがって審査基準にそのようなことを書いても、恐らくほかの出願手続面以上に裁判所は拘束されないというか、関与しないで判断するだろうと思うのです。

そうすると審査基準ワーキンググループで一番議論しなければならないのは、権利行使がどんな場合に認められるか、認められないかではなくて、新規性、進歩性、類似性の判断の基準だろうと思うのです。そうなりますと、現在でも物品と一体ではありますけれども、情報機器に関して画像のデザインが部分意匠としてたくさん出願されていて、意匠の形態の同一、類似については、それなりの件数が積み上がっている。

この場合に、今申し上げたように出願の局面で、情報機器に係る全体意匠、部分意匠として出願されるけれども、意匠権として登録されて権利行使の側面の方に行くと、単独で流通する画像デザインが権利行使の対象になるかもしれない。しかし、それは権利行使の局面であって、特許庁はあくまでも情報機器にかかる物品として出願されてきたものを、従前どおり審査するだけのことになるのかなと思っけています。そうすると、従前の審査基準に加えて、何を検討することになるのでしょうか。

○山田意匠制度企画室長　まず私どもが検討しようとしていっけるのは、先生がおっしゃるとおり皆様方、それから浅見委員からも言っけていただいたとおり、審査基準ではっきりさせなければならないのは、少し不明確だと言われている面で、まず意匠の認定方法だと思っけています。この認定をどのようにするのかというところをはっきりさせた上で、新規性判断でこのように判断していくという過程の話、それから新規性というのはどこを判断するのか、

物品名、それから図面、形態、形のどこを判断するのか、それから創作非容易性の考え方としての水準点をどこに置くのかというところは、非常に重要な点だと思っております。

この点を中心に議論していきつつ、もう一つやらなければいけないのは、出願の局面と先生もおっしゃったとおり、出願においてどのような利便性、図面の書き方、物品名のつけ方等も少し研究して、海外を含めた研究をさせていただいて皆様方に御提示して、どのような在り方があるのかを見ていただこうと思っております。

○大淵委員長 今までの議論を振り返ると、先ほど切れているという話がありましたが、資料1上の丸の一番下のぼつはそれを非常に念頭に置いて、あえて切れている。3ぼつ目の「この検討結果」というのは、その前から読むと、意匠法2条2項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、何々を視野に入れた上で画像デザインの登録要件について、産業界からの参画を得つつ、審査基準ワーキンググループで検討したその結果であり、それは当小委員会に報告します。それとともに当小委員会で制度の在り方について、更に云々かんぬんということで、審査基準ワーキンググループの方の主題は審査基準、登録要件だけど、その際には後ろのことも念頭に置いてということで、連携しつつも切れている。最終的には現行法の解釈ですから裁判所が判断することですけど、他方で所管官庁である特許庁の方は、所管官庁としての見解を示すべき責任があるので、それをこういう形を使って所管官庁の意見を示す。裁判所の方では、それを参考資料にして最終的に判断するという、ごく普通の法律の流れに沿った形かなと理解しております。

○山田制度審議室長 おっしゃるとおりです。

○大淵委員長 それを有機的に絡めつつも、そういう形の中で進んできているのかなと思います。

どうぞお願いします。

○古城委員 古城です。ただいまの水谷先生の質問とも関連するかと思うのですが、今のお話ですと、主に特許庁の方で考えられるのは画像デザインの意匠の登録要件、つまり登録の場面での類似性をどう判断するかとか、新規性をどう判断するかとか、そのような場面だと思うのです。私も水谷弁護士もずっと権利行使の面を担当している職業なのですが、そういう立場からすると、何か新しい権利ができたとか審査基準が改訂になったときに、登録された権利の効力がどこまで及ぶか、どういう形で行使されるのか、実施行為は一体どう解釈されるのだという、そこの部分が一番気になる場所なのです。

今のお話を聞いておりますと、その辺りの議論はどうしても手薄になるような感じがし

ておりまして、むしろ何を権利として認めるかという観点からすると、権利の効力はどうか、実施行為とは何かという方面から、逆に検討していくという視点も必要なのではないかと思えます。今の中期、短期の案を拝見していますと、そのところがどうしても手薄になるように感じております。この委員会なり何なりの場で、十分に議論する機会をつくっていただきたいと思っております。

以上、要望でございます。

○山田制度審議室長 手薄にならないように、しっかり解釈を明確化して取扱いを整理してまいりたいと思えます。もちろんこの小委員会の場でもお示ししますし、そのときに皆様方から御意見を伺うことになろうかと思えます。

○大淵委員長 どうぞ。

○中尾総務部長 長官の羽藤が参れませんものですから、代わりに総務部長の中尾でございます。

今後の検討の進め方につきまして、この小委員会、それから基準ワーキンググループの使い方、そして各々がどういう役割を持ち、各々の場で何が明確化されるかということについて幾つか重要な御指摘がございました。当然のことでございますけれども、これから開催します意匠審査基準ワーキンググループと申しますのは、この意匠制度小委員会の下部組織でございます、産業構造審議会という国の審議会として設けられている知的財産分科会の更に下部組織である、この意匠制度小委員会の更に下部組織ということで審議してまいりますので、そういう意味では公的な位置づけを持った機関において議論させていただくということでございます。

一方で、審査の基準に関するワーキンググループでございますので、したがってこのミッションは、基本的に出願いただいて、それを特許庁が権利とするかどうかということの審査に関する実体上のいろいろな基準について議論するというのが主要なミッションでございます、したがって幾つか論点が出ました、権利行使側面における具体的な権利の効力というところまで、この審査基準ワーキンググループでやや突っ込んだ議論をしていくということは本来的には余り期待できないということで、それはこの小委員会の役回りだと思っております。

そうは言いながらも、先ほど大淵委員長からありましたとおり、具体的な事例に即してそれが一体どのような問題を持っているのか、各論的検討はこの小委員会ではなかなかできづらいということもございますので、基準のワーキンググループでも、あくまでも主た

るミッションは基準でございますが、しかし、先ほど永田委員ほかから御指摘がありました、具体的な事案で各々の企業、あるいは業界から御覧になって、こういうことが例えば注意義務の問題等で論点があるということも議論の視野に入れまして、進めてまいります。もとより、主たるミッションは審査基準を作ることでございますので、審査基準ワーキンググループの中では完結し切れませんので、そのような具体的な見解を踏まえた上でこの制度小委員会に持ち帰ってきてもらって、この場で皆様方にそれを御披瀝し、また皆様方から御意見を賜るということだと思っております。

いつまで議論させていただいても、これは最終的には立法的な手当てがないと解釈の明確化は図れない点があり得るということは、先ほど茶園先生からも御指摘がございました。したがって、そういう意味では短期と中長期という二段構えの議論をさせていただきますのは、どこかのタイミングでは、何らかの立法的な手当てを含めた明確化を視野に入れなければいけないだろうなという問題意識を持っているものですから、このようなことを事務局の方から申し上げました。いずれにしても、この意匠制度小委員会におきまして、いろいろな形で法律的な論点について、本日の御審議だけでは足りていない部分、具体的な法の運用に当たって議論すべき論点を審査基準ワーキンググループの報告を受けた上で再度皆様方から御意見を賜り、それを踏まえて、より解釈の明確化について、特許庁としてできる範囲で可能な限り頑張ってまいるとするのが基本だと思っております。

以上でございます。

○大淵委員長 最後に総務部長に締めていただきましたけれども、ほかに何か。

だんだんと共通認識が得られつつ、取りまとめ方についても最後に締めていただきました。恐らく審査基準ワーキンググループの方とその後の小委員会というのは、かなり密接に関連しつつ進んでいく、各論も含めてということかと思えますけれども、今の御発言を踏まえて何かございましたら。

それでは、非常に熱のこもった議論をありがとうございました。いろいろ御議論いただきましたが、本日の成果物としては資料2という報告書案でございますが、若干の点で明確化等の御意見がありましたので、本日、各委員からいただきました御意見を踏まえて、必要に応じて修正した上、この報告書案の中に反映していきたいと思っております。そして、その修正を反映した上でパブリックコメントを開始したいと思っております。

なお、パブリックコメントに付すに当たって、先ほど幾つかいただいた御意見のうちの反映するに当たっての技術的修正につきましては、委員長である私の方に御一任いただけ

ればと思いますが、皆様御異議ございませんでしょうか。

○大淵委員長 ありがとうございます。御異議なしということで、先ほどの意見を踏まえつつ進めさせていただきます。

今後のスケジュールについて

○大淵委員長 それでは、今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いします。

○山田制度審議室長 今後のスケジュールについて御説明させていただきます。今後、本報告書案につきましては、本日御指摘いただいた点を踏まえ、必要な修正を加え、パブリックコメントを行わせていただきたいと思います。次回の第3回意匠制度小委員会は、パブリックコメント終了後の1月31日金曜日の10時からを予定しております。

なお、次回の内容につきましては、パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえ、再度御議論いただき、最終的に意匠制度小委員会報告書として取りまとめていただくことを予定しております。

以上でございます。

○大淵委員長 ありがとうございます。特にこれでよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第2回意匠制度小委員会を閉会いたします。本日も長時間、熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。それでは、皆様、お疲れさまでした。

閉 会

以上

<この記事に関するお問い合わせ先>

特許庁総務部総務課制度審議室

TEL : 03-3581-1101 内線2118

FAX : 03-3501-0624

E-mail : [お問い合わせフォーム](#)